1. バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1 背景と目的

先進国の中でも急速に高齢化が進行している我が国において、平成27年(2015年)には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢化社会を迎えることが予測されています。

瀬戸市におきましても年々、高齢化が進行しており、65 歳以上の高齢化率は、現状の20%から伸び続け、平成 42 年(2030 年)には現状の1.5 倍となる 30%まで上昇することが予測され、今後一層、高齢化が進むものと考えられています。

今後は、これら増加する高齢者や障害者等が、社会・経済活動において参加する機会が増え、又は機会を確保することが求められていることから、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を整備することが急務となっています。

こうした中、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下 交通バリアフリー法)」が施行され、高齢者、身体障害者の移動に際しての身体の負担を軽減し、利便性及び安全性の向上を図るために、関係機関が一体となって移動の円滑化を実施していく枠組みが位置付けられました。

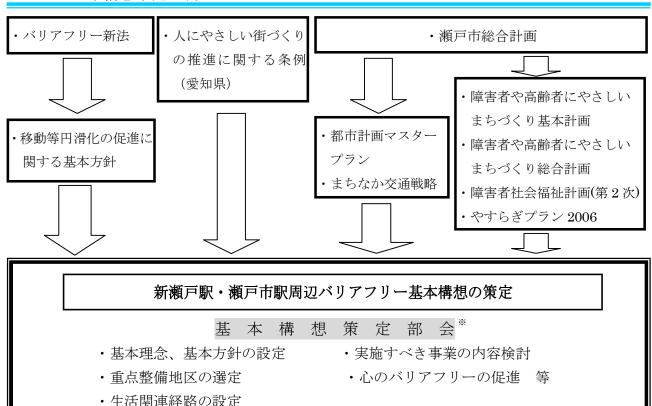
また、平成 18 年 12 月 20 日には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律(以下 バリアフリー新法)」が施行され、利用者や整備の対象範囲を拡大し、より一 層のバリアフリー化が進められることとなりました。

瀬戸市におきましても、市役所、陶生病院、やすらぎ会館等の生活関連施設が集まり、 名鉄瀬戸線と愛知環状鉄道が交差する重要な交通結節点である、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺 においてバリアフリー化を実現し、瀬戸市の交通及び都市機能の中心としてのポテンシャ ルを活用した駅を中心としたまちづくりを展開するため、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリア フリー基本構想を策定します。

1-2 バリアフリー基本構想の位置付け

瀬戸市におけるバリアフリー基本構想は、バリアフリー新法及び関連する法令や、瀬戸市第5次総合計画、瀬戸市都市計画マスタープラン、瀬戸市まちなか交通戦略、瀬戸市社会福祉計画(第2次)等の上位計画に基づき作成するもので、市民の理解や協力のもと、重点整備地区を中心にバリアフリーに関する事業等を実施することにより、安全かつ円滑に移動できるまちづくりを効果的に進めてまいります。

1-3 基本構想策定の流れ



※:基本構想策定部会は、瀬戸市まちなか交通戦略に関する要綱第10条に基づき設置する。 当部会の委員は、学識経験者、地元団体、交通管理者、公共交通事業者等により構成する。



各事業者による特定事業計画の作成、実施

公共交通特定事業

- ・駅舎へのエレベーター等の設置
- ・駅舎への身体障害者用トイレの設置
- ・鉄道、バス相互乗り換えの利便性の向上 等

交通安全特定事業

- 信号機、音響式信号機の設置
- ・違法駐車の取締まり強化等

道路特定事業

- 歩道幅員の確保
- ・段差、勾配の解消
- ・視覚障害者誘導ブロックの設置等

その他の事業

- ・車椅子対応の駅前広場、駐車場の整備・改修
- ・放置自転車対策 ・案内サインの整備 等

1-4 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の概要

高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性や安全性の向上を図るため、平成 12 年 11 月に「交通バリアフリー法」が施行されました。

平成 18 年 12 月に施行された「バリアフリー新法」では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律であり、ハード面の整備だけでなく、ソフト面の施策の拡充を図り、また、当法律の対象者の拡充も行われています。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する. 施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等 の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢 者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の 経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

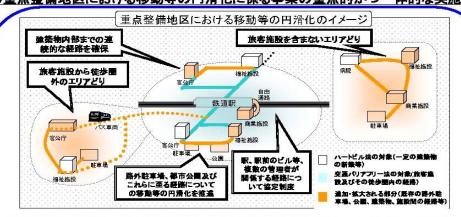
〇移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置



〇これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

〇既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

〇重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ
 一体的な実施



- 〇市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- 〇公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、 公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
- ○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

竺

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

〇住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等